

議案第30号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

専決第5号

専 決 処 分 書

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
附 則 1・2 （略） （ <u>法附則第15条第36項</u> の条例で定める割合） 3 <u>法附則第15条第36項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 4～11 （略） 12 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、 <u>第31項</u> から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは	附 則 1・2 （略） （ <u>法附則第15条第37項</u> の条例で定める割合） 3 <u>法附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 4～11 （略） 12 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、 <u>第31項</u> から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは

第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

13 (略)

(商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額)

14 令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、商業地等に係る当該年度分の都市計画税額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第5項から第9項までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) 令和6年度 当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に100分の110（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法第349条の3（第18項を除く。）

第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

13 (略)

(商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の減額)

14 令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、商業地等に係る当該年度分の都市計画税額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第5項から第9項までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) 令和6年度 当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に100分の110（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る令和6年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (2)・(3) (略)	得た額)を当該商業地等に係る令和6年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (2)・(3) (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田原市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。